令和4年度

坂出港カーボンニュートラルポート形成計画 策定業務

特記仕様書

令和4年5月

坂 出 市

1. 業務概要

本業務は、坂出港におけるカーボンニュートラルポート形成計画の策定に向け、諸課題を検討してカーボンニュートラルポート形成計画案を作成するものである。

※プロポーザルに関する記載。

2. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

3. 業務内容

業務名称	単位	数量	摘要
坂出港カーボンニュートラルポート形成計画策定業務			
計画準備等 計画準備 協議・報告	式式回	1 1 5	事前1回,中間3回,最終1回
坂出港カーボンニュートラルポート形成に向けた諸課題の検討 温室効果ガス排出量の推計 温室効果ガスの削減目標及び削減計画の検討 水素・燃料アンモニア等供給目標及び供給計画の検討 港湾・産業立地競争力の強化に向けた方策の検討 カーボンニュートラルポート推進に必要な制度の検討 ロードマップの検討	式式式式式式式	1 1 1 1 1 1	四,取於1四
坂出港カーボンニュートラルポート形成計画案の作成 坂出港カーボンニュートラルポート形成計画案の作成 パブリックコメント案の作成	式式式	1 1 1	
会議運営補助 協議会運営補助 W G 運営補助	式式式	1 1 1	
成果物 業務完成図書作成	式式	1 1	

4. 業務仕様

4-1. 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成29年3月)、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」、「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」等、並びに関係諸法令の定めによるものとする。

なお,設計図書公表後,共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は,調 査職員と別途協議し実施するものとする。

4-2. 計画準備等

(1) 計画準備

本業務の実施に先立ち、業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案するものとする。

(2) 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と十分な打合せを行うものとし、打合せは、 事前協議1回、中間報告3回、最終報告1回の計5回行うものとする。

4-3. 坂出港カーボンニュートラルポート形成に向けた諸課題の検討

令和3年度に四国地方整備局による「四国におけるCNP形成に向けた勉強会」で設置した坂出港WGでとりまとめた「坂出港におけるCNP形成に向けた検討の方向性」をもとに、以下の諸課題について検討する。

(1) 温室効果ガス排出量の推計

カーボンニュートラルポート形成計画の対象とする範囲や事業者の選定を精査し、温室効果ガス排出量を詳細に推計する。

なお、対象とする範囲や事業者の選定については、調査職員と協議して決定するものとする。

事業者の数については、11社程度を想定している。

(2) 温室効果ガスの削減目標及び削減計画の検討

坂出港に関係する事業者及び学識経験者に詳細ヒアリングを実施し、温室効果ガス削減計画を詳細に検討する。電力供給に係る CO2 排出量の算定に当たり、基礎排出係数と調整後排出係数のメニュー等、調査職員と協議して決定するものとする。

なお、関係する事業者の選定については、調査職員と協議して決定するものとする。

(3) 水素・燃料アンモニア等供給目標及び供給計画の検討

坂出港の主要な事業者と議論・調整し、各事業者の将来計画を反映した水素・燃料 アンモニア等供給目標及び供給計画を検討する。

(4)港湾・産業立地競争力の強化に向けた方策の検討

坂出港の主要な事業者と議論・調整し、港湾・産業立地競争力の強化に向けた方策 の項目の追加・内容の充実を検討する。

(5) カーボンニュートラル推進に必要な制度の検討

坂出港番の州地区の主要な事業者と議論・調整し、坂出港のカーボンニュートラル 推進に向け、国へ要望する諸制度を検討する。

(6) ロードマップの検討

上記諸課題の検討結果をふまえ、関係企業が合意できるロードマップを検討する。

- 4-4. 坂出港カーボンニュートラルポート形成計画案の作成
 - (1) 坂出港カーボンニュートラルポート形成計画案の作成

坂出港カーボンニュートラルポート形成に向けた諸課題の検討結果をふまえ、形成 計画策定マニュアルに沿って坂出港カーボンニュートラルポート形成計画案を作成す る。

なお,坂出港カーボンニュートラルポート形成計画案の作成に際しては,坂出市が 設置する協議会に諮って内容を精査するものとする。

(2) パブリックコメント案の作成

坂出港カーボンニュートラルポート形成計画策定にあたり, パブリックコメントを 行うため, パブリックコメント案を作成する。

- 4-5. 会議運営補助
 - (1) 協議会運営補助

本業務は、坂出市がCNP形成計画策定に向けて設置する協議会を開催し、その議論を踏まえて検討を進めるものとする。

なお、協議会は3回、坂出市内において発注者が開催し、受注者は、協議会の運営 補助を行うものとする。協議会の開催前に学識経験者への説明を行うこととする。

運営補助の内容は以下に示すとおりとする。

- ・会議開催中の全般的な運営補助 (マイク係, 写真撮影等)
- ・議事録 (概要版) 作成 (word 形式, 会議後 3 日程度をめどに提出)
- ・議事録作成(word形式,発言者・発言内容が分かるもの)
- ・協議会資料の作成

(2) WG運営補助

坂出港カーボンニュートラルポート形成に向けた諸課題の検討における主要事業者との議論・調整は、主要事業者を対象としたWGを設置し、その場を活用して行う。 なお、WGは3回、坂出市内において発注者が開催し、受注者は、WGの運営補助を行うものとする。WGの開催前に学識経験者への説明を行うこととする。

運営補助の内容は以下に示すとおりとする。

- ・会議開催中の全般的な運営補助(マイク係,写真撮影等)
- ・議事録(概要版)作成(word形式,会議後3日程度をめどに提出)
- ・議事録作成(word形式,発言者・発言内容が分かるもの)
- ・WG資料の作成

5. 成果物

5-1. 成果物

業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料については、調査職員と協議しなければならない。

5-2. 業務完成図書

本業務における業務完成図書は、製本2部、電子データと電子媒体(CD-R)で2 部作成する。

なお, 完成図書の体裁は, 調査職員と協議の上, 決定する。

6. 検 査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

- (1) 発注者の都合により業務仕様に変更が生じた場合は、履行期限の末日までに変更契約を行うものとする。
- (2) 本特記仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (3) 本特記仕様書の4-2. (2), 4-5. (1), (2) に変更が生じた場合,調査職員と受注者が別途協議し、業務実施上必要があると認められる場合には、これにより契約変更するものとする。